

令和2年第5回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和2年8月20日
午後 1時00分開会
午後 1時50分閉会
場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

佐藤 秀樹、西 一彦、石井 進、石橋 美代子、藤田 健一
石黒 和浩、森川 健一

7名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

0名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平中 敏志

4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北村 哲也

5 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

承認第1号 農地法第4条の規定に基づく許可案件について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7. その他

(1) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について

実施日 令和2年8月26日（水）～28日（金）

(2) 今後の予定について

①一般社団法人北海道農業会議臨時総会

令和2年8月24日（月）午後1時30分～ 札幌市 （書面議決権行使書対応）

②中頓別町酪農振興会設立総会並びに定期総会

令和2年8月25日（火）午後1時00分～ 酪農宿泊研修施設

③令和2年度ブロック別のうち業務担当職員研修会

令和2年8月31日（月） 旭川市 大雪クリスタルホール

(3) その他

8. 閉 会

事務局長	ただ今から、令和2年第5回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶終了)
事務局	<p>【欠席報告】 本日の欠席はありません。</p> <p>【定数報告】</p> <p>本日の出席委員は7名中7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>【議事録署名委員の指定】</p> <p>議事録署名委員の指定を行います。</p> <p>中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。</p> <p>2番 西委員、3番 石井委員を指名いたします。</p> <p>次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>【会務報告】</p> <p>(事務局より説明)</p>
議長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委員	ありませんの声
議長	次に「農地等調査幹旋委員会報告」を、農地等調査幹旋委員長より説明をお願いします。
農地等調査幹旋委員長	農地等調査幹旋委員会報告について説明いたします。説明につきましては、別紙農地等調査幹旋委員会報告により説明いたします。

第1回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

開催日時は令和2年〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで、開催場所は中頓別町役場前及び現地、参集範囲は農地等調査幹旋委員3名で開催しました。

協議案件は、農地法第4条許可案件による現地確認1件の現地確認を行うこととしました。

(1) 農地法第4条 〇〇〇〇さん。

以上の1件です。

本案件につきましては、本総会承認第1号の案件でありますので、議事の進行に伴い、報告することとします。

令和2年8月20日 農地等調査幹旋委員会 委員長

議長

ありがとうございました。以上報告が終わりました。報告にありましたように承認事項について、議事の進行に伴い審議することとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について」を議題と致します。内容について事務局から報告願います。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について」をご説明致します。

次の者から、農地について、相続による所有権を取得した旨の届出書の提出があり、北海道農地法関係事務処理要領第1の6の規定に基づき、受理通知書を交付したので報告する。令和2年8月20日提出 中頓別町農業委員会 会長

番号〇 届け出に係る土地の所在地は、字〇〇〇〇番から〇〇番〇の全〇筆、面積は資料をご参照願います。

権利を取得した者の住所は、〇〇〇〇〇〇、氏名は〇〇〇〇さん、権利を取得した日は令和2年〇月〇日、農業委員会に届け出られた日が令和2年〇月〇日、権利を取得した理由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権であります。

続きまして番号〇、届け出に係る土地の所在地は、字〇〇〇〇番〇から〇〇〇番〇の全〇筆、面積は資料をご参照願います。

権利を取得した者の住所は、〇〇〇〇〇〇〇、氏名は〇〇〇〇さん、権利を取得した日は令和2年〇月〇日、農業委員会に届け出られた日が令和2年〇月〇日、権利を取得した理由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権であります。

以上で説明とさせていただきます。

議長

次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求めます。令和2年8月20日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号～賃○番 土地の表示は、別紙をご参照願います。字○○○番○から○○番○の計○筆○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年○月○日であります。貸主 字○○ ○○○さん、借主 字○○ ○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年○月○日から令和○年○月○日までの○年間であります。

続いて番号～賃○番を説明いたします。土地の表示は、字○○○○番○から○番○の計○○筆○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年○月○日であります。貸主 ○○○○○○ ○○○○さん、借主 字○○○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年○月○日から令和○年○月○日までの○年間であります。

続いて番号～賃○番を説明いたします。土地の表示は、別紙をご参照願います。字○○ ○○番のから○○○番○の計○○筆○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年○月○日であります。貸主 字○○ ○○○○さん、借主 字○○ ○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年○月○日から令和○年○月○日までの○年間であります。

以上、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入ります。受付番号順に審議に入りますが、賃〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

休憩を解いて、会議を再開します。

議長

それでは賃〇番について何かご質問ございますか。

委員

質疑なしの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。次に賃〇番の案件について何かご質疑ありますでしょうか。

委員

なしの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番を承認することにご異議ありませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。次に賃〇番の案件について何かご質疑ありますでしょうか。

委員

なしの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番を承認することにご異議ありませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。

次に、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。内容について事務局より説明いたさせます。

事務局

議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、令和元年11月28日に開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議された。この申し合わせ決議の趣旨に則り、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、決議を求める。

令和2年8月20日提出、中頓別町農業委員会会長。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員会の不祥事を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所が開催した、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。農業委員会として綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、本総会で議決いただくとともに、次年以降も引き続き年1回以上の議決を、北海道農業会議からお願いされているところです。また、本年度は全道的に農業委員の改選期であることから、新農業委員に対しても早期に趣旨を説明するよう依頼されていることから、本総会において提案するものであります。

内容について読み上げて提案させていただきます。

農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を担っている。

特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護を徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保する。
2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年8月20日

中頓別町農業委員会

以上で、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

委員

なしの声

議長

質疑なしと認め、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を承認することにご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は承認することに決しました。

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。

それでは、6 その他（1）令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について事務局より説明をお願いします。

事務局

（事務局説明）

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

次に（2）今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（事務局説明）

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

続いて（3）その他について、事務局から連絡事項はありますか。

事務局

（事務局説明）

議長

何か質問はありませんか。

事務局

ありませんの声

議長

ほかに委員のみなさまからの何かございませんか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和2年第5回農業委員会総会を終了いたします。